

[Tweet](#)

令和5年11月6日  
金融庁

## 相談・手続・採用情報

- ▶ 各種窓口のご案内
  - ▶ 金融サービス利用者相談室
  - ▶ 金融行政モニター
- ▶ 情報公開等
- ▶ パブリックコメント
- ▶ 申請・届出・照会
- ▶ 入札公告等
- ▶ 採用情報

 新着情報配信サービス

 金融庁ソーシャルメディア  
アカウント

 関連リンク

 証券取引等監視委員会

 公認会計士・監査審査会

# 「デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律」の施行に伴う金融庁関係政令の整備等に関する政令案に関するパブリックコメントの結果等について

金融庁では、「デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律」の施行に伴う金融庁関係政令の整備等に関する政令案を以下のとおり取りまとめましたので、公表します。

## 1. パブリックコメントの結果

金融庁では、「[デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律](#)」の施行に伴う金融庁関係政令の整備等に関する政令案につきまして、令和5年8月31日（木曜）から令和5年9月29日（金曜）にかけて公表し、広く意見の募集を行いました。

その結果、本件に関して、2件のコメントをいただきました。御検討いただいた皆様におかれましては、御協力いただきありがとうございました。

お寄せいただいたコメントの概要及びそれに対する金融庁の考え方は、[資料1](#)を御覧ください。

具体的な改正の内容については、[資料2](#)を御参照ください

## 2. 公布・施行日

本件の政令は、令和5年10月31日（火曜）に閣議決定、本日公布されており、令和6年4月1日（月曜）から施行されます。

### お問い合わせ先

金融庁 Tel : 03-3506-6000（代表）  
企画市場局総務課 信用制度参事官室（内線3559）

【コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方等】

（資料1） [コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方](#)

【政令】

（資料2） [デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う金融庁関係政令の整備等に関する政令](#)

## サイトマップ

金融  
庁に  
つい  
て

報  
道・  
広報

政  
策・  
審議  
会等

法  
令・  
指針  
等

金  
融  
機  
関

国  
際  
関  
係

アクセスFSA  
(金融庁広報誌)

金融庁/Financial Services Agency, The Japanese Government (法人番号6000012010023)

Copyright(C) 2017 金融庁 All Rights Reserved.

〒100-8967 東京都千代田区霞が関3-2-1 中央合同庁舎第7号館  
電話番号 : 03-3506-6000